

警察用航空機の運用等に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和元. 5. 13 例規務第18号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

警察用航空機の運用等に関する訓令（平成11年京都府警察本部訓令第8号）の制定に伴い、航空隊の運用、ヘリコプター・テレビシステムの運用、航空機の整備等に関し、必要な事項を定めたもので、平成11年4月1日から実施しています。